【別紙２０】

表示板について

１　車両の車体色は、本市の委託車両である場合は、容易に識別できる車体色とすること。委託の場合は、「栗東市一般廃棄物収集運搬委託車両」と明記すること。

２　許可番号は、次により表示するものとする。ただし、表示板は本市から支給しない。

　（１）　車の両ドア（車体の横でも可）に許可番号を次のように表示すること。

３０ｃｍ以上

従前から使用している表示板をそのまま利用してください。

２０ｃｍ以上

栗０

白色地に黒色の縁取りを行い、黒色で記入する。

　（２）　車の荷台部の後面中央に許可番号を次のように表示すること。

３０ｃｍ以上

３０ｃｍ以上

栗東

許可

０

　（３）　許可番号の表示の際には、容易に脱着できないように、接着剤・塗料・磁石等を用いること。

　※　表示板のない車両の入場を拒否することがあります。